

■Revit User Group Japan 会則

1 条. 名称

- 1.1 本会は、Revit ユーザ会と称す。
- 1.2 本会の英語名は Revit User Group Japan と称す。
- 1.3 本会の略称は RUG-jp(ラグ・ハイフン・ジェイ・ピー)とする。

2 条. 会の目的

建設業界において、Revit を中心としたBIMを実務的に活用できるような活動を行い、その普及と展開を務める。

3 条. 制約・責任の範囲

- 3.1 会員は、本会に投稿・掲載する文章やデータ等の著作物については、本会会員がその著作物を利用する場合に限りその著作権(著作者人格権を含む)の存在を問わないことを了承する。ただし、本会は著作物について会員間もしくは第三者との間で生じた紛争について一切責任を持たない。
- 3.2 会員は、本会を営利目的に関する活動に利用できない。
- 3.3 本会は、本会の利用により発生した会員の損害全てに対し、いかなる責任も負わないものとし、一切の損害賠償をする義務がないものとする。

4 条. 会員

- 4.1 会員の資格は、以下の資格を設ける。

4.1.1.会員：RUG 会員はRUG特定のWEBサイトにアクセスでき、RUG主催のセミナーやイベントに参加可能な登録者、又、イベントやBIMなどの情報をRUGからメールやWEBなどの手段で受け取ることができる。

4.1.2.役員：RUG会員の中から会長、副会長、理事を選出する。

4.2 入会について

本会に入会を申し込み本会がこれを承認した時点で入会が認められたものとする。その時点で本会則の内容を承諾しているものとみなし、同時に会員としての全ての権利と義務を有するものとする。但し、入会の申請を行った個人が次の各号について該当する場合に、それを承認しない場合がある。また、承認後であっても承認を取り消す場合がある。

4.2.1 入会手続き上、虚偽、誤記、記入漏れがある場合、またはあったことが入会後に判明した場合。

4.2.2 その他、会員とすることを本会が不適當であると判断した場合。

4.3 会員の期間 会員の期間は、入会が承認された時点から開始され期限を特に定めない。

4.4 変更の届け出 会員は、本会に届け出した内容に変更が生じた場合、速やかに所定の方法で変更の届け出すものとする。届け出を行わなかったことで会員が不利益を被ったとしても、本会は一切責任を負わない。

4.5 退会について 退会は、会員本人からの退会の申し出があった場合、または代理人からの申し出

があり本人の意思が確認できた場合退会を認める。退会した会員が本会に残した著作物がある場合、それらの著作権は本会に譲渡されたものとする。また、退会したものがなんらかの入金を本会にしていた場合でも一切の返金を行わない。

4.6 会員の資格喪失 次の場合会員の資格を喪失するものとする。

1. 退会をした場合

2. 死亡、若しくは失踪宣言を受けた場合

3. 本会から 4.7 項に定める規約により除名処分を受けた場合

4.7 除名 本会則 5 条に抵触する場合、本会は所定の手続きをもってこれを除名することが出来る。

なお、除名した場合は本人にこの旨を通知する努力をしなければならない。

5 条. 会員の義務

5.1 自己責任の原則

5.1.1 会員は、本会で為された一切の行為およびその結果について当該行為を自己が是か否かを問わず、責任を負う。

5.1.2 会員が本会を利用の際、第三者に対して損害を与えた場合、会員は自己の責任と費用を以って解決し本会に迷惑を掛け或いは損害を与えないものとする。

5.1.3 会員が本条に違反して本会に損害を与えた場合、本会は当該会員に対して被った損害の賠償を請求できるものとし、当該会員はこれを弁済する義務がある。

5.2 タスクフォースへの参加

5.2.1 会員は、専門分野プロフェッショナルとして、理事会で定めるテーマに沿ったタスクフォースに所属し、活動を行う。

5.3 手続き 会員は、本会のサービスを受ける際は、事前に個々のサービス毎に定められた所定の手続きを経るものとする。

5.4 私的利用の範囲外の利用禁止

5.4.1 会員は本会が承認した場合(当該情報に関して権利を持つ第三者が居る場合には、本会が当該第三者の承認を取得することを含む。)を除き、本会を通じて入手したいかなる情報をも複製、販売、出版、その他私的利用の範囲を超えて使用することは出来ない。

5.4.2 会員は、前項に反する行為を第三者にさせることは出来ない。

5.5 営業活動の禁止

5.5.1 会員は、本会が承認した場合を除き、本会を利用して営業活動、営利を目的とした利用及びその準備を目的とした本会の利用をすることが出来ない。

5.5.2 不特定多数の会員に対して電子メールを送りそれを読むこと或いはアンケートに答えること等を強要する行為は送信者に営利の目的の有無を問わず、これを営業行為とみなし、禁止する。

5.5.3 会員は、RUGのWEB サイトやセミナーなどにおいて、営利を目的にした業務の販売促進や宣伝などの書き込みや資料の配布などを行うことはできない。但し、RUG 理事会によりユーザにとって有益な情報として判断され認定された場合は情報の提供を行うことができる。

5.6 その他の禁止事項

5.4 及び 5.5 の他、会員は本会を利用する上で以下の行為を行ってはならない。

1. 公序良俗に反する行為
2. 犯罪的行為に結びつく行為
3. 他の会員又は第三者の著作権を侵害する行為
4. 他の会員又は第三者の財産、プライバシーを侵害する行為
5. その他、法律に反する行為
6. 他の会員又は第三者を誹謗中傷する行為
7. 宗教活動またはこれらに類似する行為
8. 選挙の事前運動、選挙運動又はこれらに類似する行為及び公職選挙法に抵触する行為
9. 本会の運営を妨げ、或いは本会の信頼を毀損するような行為
10. 本会の運営のために収集した個人情報を、本会運営以外の目的で利用する行為

6 条. 会員の権利

- 6.1 インターネット上のサービスを受けることが出来る。
- 6.2 インターネット上の発言スペースで発言出来る。
- 6.3 本会主催の種々の会合、イベントへの参加が出来る。
- 6.4 会員向けの各種サービスを受けることが出来る。

7 条. 運営

7.1 本会の運営及び保守管理上の必要から、会員に事前に通知することなく、会員が本会に登録した情報及び文章等を削除することがある。

7.2 本会は、会員への事前の通知なくして、本会の内容を変更することがあり会員はこれを承諾する。

7.3 本会が提供する情報、会員が登録する文章及びソフトウェア等について、その完全性、正確性、適用性、有用性等いかなる保証も行わない。

7.4 本会のサービスの一時的な中断

7.4.1 本会は以下の何れかが起こった場合には、会員に事前に通知することなく、一時的に本会のサービスを中断することがある。

1. 本会のシステムの保守を定期的に又は緊急に行う場合
2. 火災、停電等により本会のサービス提供ができなくなった場合
3. 地震、噴火、洪水、津波等の天災により本会のサービス提供ができなくなった場合
4. 戦争、動乱、暴動、騒乱、労働争議等により本会のサービス提供ができなくなった場合
5. その他、運用上或は技術上本会が本会のサービスの一時的な中断が必要と判断した場合

7.4.2 本会は、前項各号の場合以外の事由により本会のサービス提供の遅延又は中断等が発生したとしても、これに起因する会員又は他の第三者が被った損害について一切の責任をも負わないものとする。

7.5 本会のサービス提供の中止

7.5.1 本会は3ヶ月の予告期間を以って会員に通知の上、本会のサービスの提供を中止することができる。

7.5.2 前項通知は、本会のWEBサイト上に3ヶ月表示した時点で全ての会員が了承したものとみなす。

7.5.3 本会は本会サービス提供の中止の際、前項の手続を経ることで、中止に伴う会員又は第三者からの損害賠償の請求を免れるものとする。

8 条. 役員

8.1 本会には次の役員を置くものとする。

理事会のメンバーとして、会長 1名 : 副会長 2名 : 理事 数名

8.1.1 本会の役員は、本会の会員でなければならない。

8.2 役員 の 任命

8.2.1 会長は、前年度の理事会によって任命され、総会において承認を得るものとする。

8.2.2 会長は、理事のうちから選出される。ただし、総会において前年度の会長が継続して就任することが承認された場合はその限りではない。

8.2.3 副会長は、会長が任命し、理事会の承認を得た上、総会において承認を得るものとする。

8.2.4 理事は会員の中から会長が任命し、理事会の承認を得た上、総会において承認を得るものとする。

8.3 職務

8.3.1 役員は、本会則に定める業務の執行を行う。

8.3.2 会長は、本会を代表し、会長として業務を統轄する。

8.3.3 副会長は、会長が不在の場合、その期間中職務を代行する。

8.3.4 理事は、主に会の運営や技術向上などに関する業務を行う

8.4 役員 の 任期

8.4.1 役員 の 任期は、総会 の 承認日 から 1 年 とする。但し再任を妨げるものではない。

8.4.2 役員は任期満了後といえども、後任者が就任するまでは、その職務を行うものとする。

8.4.3 補選により就任した役員 の 任期は、前任者 の 残任期間 とする。

8.5 役員 の 選出

8.5.1 会長、副会長、理事が欠けた場合などの選出は理事会において3分の2以上の賛成により選出することができる。

8.5.2 任期中に会長が解任または死亡した場合、理事会はすみやかに会長を選定・承認しなければならない。

8.5.3 役員 の 選出 が行われた場合、会長はすみやかにこれを会員に報告しなければならない。

8.6 役員 の 解任

8.6.1 役員が次の各号のいずれかに該当する場合は、理事会において3分の2以上の承認により解任することができる。この場合、その役員に対し、承認の前に弁明の機会を与えなければならない。

1. 心身の不調のため、職務の執行に堪えないと認められた場合
 2. 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったと認められた場合
- 8.7 報酬等本会の運営に関わる役員および会員は無給とする。

9 条. 会議

9.1 会議の種類

9.1.1 会議の種類は、総会、臨時総会、理事会とする。その他の会議は理事が適宜必要に応じて開催する

9.2 総会

9.2.1 総会は議決権を持つ会員(会員)をもって構成する。

9.2.2 総会の招集と開催総会は会長が招集し会員に通知する。

9.3 臨時総会

9.3.1 会長は次の場合には臨時総会を招集しなければならない。

1. 理事会から、その理由を示して総会開催の要求があったとき
2. 会員の 5 分の 1 以上から会議の目的を示して総会開催の要求があったとき

9.4 理事会

9.4.1 理事会、会長、副会長、理事をもって構成する。

9.4.2 理事会は、定期的に開催し、会務の執行に必要な事項を処理するものとする。

9.4.3 理事会は、電話回線またはインターネット等の電子的媒体を通じて行われる場合もある。

9.4.4 理事会の議長は会長が行うものとする。

9.4.5 理事会は理事の委任状を含む 2 分の 1 以上の出席をもって成立するものとする。

9.5 会議における議決

会議の議事は、会則による定めが特に無い場合、出席者の持つ議決権の過半数で決する。可否同数の時は、議長の決するところによるものとする。

9.6 議決権

9.6.1 総会および臨時総会の議決権は会員各人 1 個を有するものとする。

9.6.2 総会および臨時総会の議決権は、委任状により、議決権を持つ他の会員に委任することができる。

9.6.3 理事会の議決権は、会長、副会長、理事が各人 1 個を有するものとする。

9.6.4 理事会の議決権は、委任状により、議決権を持つ他の理事会構成員に委任することができる。

9.6.5 特別な利害関係人は定足数に算入せず、また、議決権を行使することはできない。

10 条. 会則の変更

10.1 この会則を変更しようとするときには、総会において 3 分の 2 以上の議決を得なければならない。ただし、理事会において 3 分の 2 以上の賛成を得た場合にはその限りではない。

10.2 理事会により本会則の変更が議決された場合には、その内容と施行日を施行前に会員に対して報告しなければならない。

11 条. 解散

11.1 本会は、総会において3分の2以上の議決を得た場合、もしくは理事会において全員の賛成を得た場合に解散するものとする。

12 条. 事務局

12.1 本会は、連絡等のための事務局を置く。

12.1.1 事務局の所在地は、別途定める。

13 条. 管轄裁判所

13.1 事務局所在地を管轄する裁判所を、会員と本会の専属的合意管轄裁判所とする。